大阪府消費生活センター後援名義使用承認基準

　消費生活センター所管に係る事業について、主催者から後援名義の使用承認の申請があったときは、下記の基準により審査を行うこととする。

記

　１　主催者についての審査基準

　（１）国

　（２）地方公共団体

　（３）公共的団体及びこれに準じる団体（法人たると否とを問わない。）

　（４）府の消費者問題理解の普及向上に著しく貢献した実績のある団体等

　　　　ただし、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体及び暴力団員又は暴力団と密接

な関係にある者が構成員である団体は除く。

　２　事業内容についての審査基準

　　　後援名義の使用承認を受ける事業の内容は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

　（１）目的が明らかに消費者問題に対する府民意識の向上、啓発に寄与するもので、公共性があること。

　（２）目的が一義的に本府の消費者行政の施策に合致するものであること。

　（３）原則として、大阪府内で開催されるものであること。

（４）その事業の効果が府域一般に波及すると認められるものであること、その対象が府内全域に及ぶもの又は不特定多数の府民が自由に参加できるものであること。

　（５）原則として、参加者が少人数、又は極めて限られた範囲の小規模なものでないこと。

（６）広報計画が適切なものであること。

　（７）原則として、参加費等が無料の事業であること。また、入場料、参加料、出品料など、主催者が経費を徴収するものにあっては、一般基準とかけ離れたものでないこと。

（８）営利目的でないこと。また、収支による多額の余剰利益が出る想定がないこと。

　（９）開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること。

（10）政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと。

　（11）暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるものでないこと。

　（12）その他、後援名義の使用を承認することが不適当と認められないこと。

　３　後援名義使用承認手続き等

　（１）後援名義の使用を申請する場合は、様式１により大阪府知事あて、事業実施日の１カ月前までに申請すること。

　（２）申請団体の概要・沿革・組織・活動実績等を明らかにする資料、規則、会則、定款、寄付行為、規約及び役員名簿（役員の氏名、役職を明記したもの）を添付すること。

（３）後援名義の使用を申請する事業の期間、場所、内容、広報計画、責任者等が分かる事業計画書等を添付すること。

（４）収支計画書を提出すること。

（５）事業内容を変更する場合には様式２を大阪府知事あて提出の上、あらかじめ承認を得ること。

　（６）後援名義の使用承認にあたっては、必要な条件を付して承認する。

４　事業の報告

　（１）事業終了後、１カ月以内に事業の実施内容、収支報告書等の資料を添えて、その結果について、様式３により大阪府知事あて報告すること。

　（２）事業を中止した場合は、理由を添えて速やかに報告すること。

附則

　この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

　この基準は、平成27年9月1日から施行する。